

1. 議事日程

[平成29年第1回安芸高田市議会臨時会第1日目]

平成29年 4月27日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】
日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】
日程第5 議案第45号 財産の処分について
日程第6 議案第46号 平成29年度 安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

7番 石飛慶久 8番 児玉史則

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（9名）

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
総務部長	杉安明彦	企画振興部長	西岡保典
市民部長	広瀬信之	産業振興部長	猪掛公詩
産業振興部特命担当部長	青山勝	総務課長	高藤誠

財 政 課 長 河 本 圭 司

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	大 田 雄 司	事 務 局 次 長	森 岡 雅 昭
総 務 係 長	國 岡 浩 祐	専 門 員	大 足 龍 利



午前10時00分 開会

- 先川議長 皆さんおはようございます。
定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
大田事務局長。
- 大田事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、監査委員より平成29年2月分及び3月分の例月出納検査の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、7番石飛慶久君、及び8番 児玉史則君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 熊高昌三君。
- 熊高議会運営委員長 平成29年第1回臨時会の運営につきまして、去る、4月20日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日のみといたしました。
本臨時会に付議されます案件は、承認2件、議案2件、承認2件でございます。承認2件、議案2件につきましては、委員会負託を省略することといたしました。
以上、報告を終わります。
- 先川議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】

○先川議長 日程第3、承認第1号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成29年第1回臨時会を招集させていただきましたところ、皆さん方御多用のところ御参集を賜り、ありがとうございます。

さて、このたびの臨時会へは、承認2件、及び議案2件の合計4件を提出しております。

どうか、よろしく御審議をいただくようお願いいたします。

承認第1号、「専決処分いたしました【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が4月1日に施行されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正をさせていただいたものであります。主な改正内容は、地方税法の一部改正による規定整備であります。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 広瀬信之君。

○広瀬市民部長 承認第1号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」について、要点の御説明をいたします。

このたびの条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月27日に国会で成立し、同年4月1日に施行されたことに伴い、同日専決処分により、安芸高田市税条例の一部を改正したものでございます。

説明資料につきましては、改正条項等と内容を取りまとめたものでございます。資料を参考にいただきながら、承認議案書により条例文の改正箇所の御説明をいたします。

承認議案書の4ページをお開き願います。

表の右側が改正前、左側が改正後の条例でございます。

条例中第32条の改正は、平成29年度の税制改正により、所得税法に規定する控除対象配偶者が控除対象配偶者、同一生計配偶者、源泉控除対象配偶者の3つに規定されることになることから、現行の控除対象配偶者を同一生計配偶者に字句変更したものでございます。平成30年分以後の所得税から適用されるため、施行期日を平成31年1月1日からといたし

ております。

第33条並びに5ページの第34条の9の改正につきましては、地方税法の改正に伴い、上場株式等に係る特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、選択した課税方式、配当控除ができる総合課税か損益通算できる申告分離課税を所得税と市民税で異なる課税方式を選択することも可能であることを条文で明確化したものでございます。

5ページの下段、第48条並びに7ページからの下段、第50条の改正につきましては、国税における最高裁判決を踏まえた地方税法の改正によるもので、言い回しの整備とともに、法人市民税において、修正申告等により、税額の増額があった場合、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされた措置に係る規定の改正でございます。

9ページをお開きください。

9ページの第61条8項の改正は、地方税法の法規定の新設に伴うもので、震災等大規模な災害により被災者生活再建支援法の対象地域となり、災害により滅失した償却資産にかわるものとして新たに取得した場合、課税標準額を4年間、2分の1とする特例措置の追加でございます。

その下、第61条の2の改正につきましては、地方税法の改正に伴う新設条項で、地域型保育事業における家庭的保育事業、及び居宅訪問型保育事業、並びに定員5名以下の事業所内保育事業の認可を受けた保育事業主等の当該保育のように直接供する部分の家屋及び償却資産の課税標準額を2分の1とする特例について定めたものでございます。

10ページをお開きください。

10ページの第63条の2の改正は、地方税法の改正に伴うもので、居住用超高層建築物に係る税額の案分について、区分所有者全員の協議に伴う補正の申し出について追加をいたしたものでございます。

第63条の3、並びに11ページの第74条の2の改正は、地方税法の改正に伴い、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、改正前は3年であったものを震災等発生4年度分に限り、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするため、また住宅用地の軽減特例を適用する申告の規定を常設化したものでございます。

12ページに参りまして、12ページ下段、附則第5条の改正は、地方税法の改正に伴い、第32条の改正と同様に、控除対象配偶者の定義変更に伴う同一生計配偶者への名称変更でございます。

13ページの附則第8条の改正は、地方税法の改正に伴い、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例、市民税の所得割免除を平成30年度までを平成33年度までとする適用期間の3年の延長でございます。

附則第10条、並びに附則第10条の2、5項から10項、及び14ページからの附則第10条の3、2項から8項の改正につきましては、地方税法の法改正に伴う読みかえ条項、及び地方税法、法附則の条ずれの改正でございます。

16ページをお開き願います。

16ページの同附則9項から17ページの11項の改正につきましては、地方税法の規定の新設に伴う条項の新設及び改正で、耐震改修が行われた特定耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額、改修の翌年度に限り3分の1の減額でございます。これを受けようとする者が提出する申告書について規定したものでございます。

17ページの下段から18ページにかけての附則第16条の改正は、地方税法改正に伴い、3輪以上の軽自動車のグリーン化特例、軽課、税の軽減措置について適用期限を平成29年度までを平成31年度までと2年間延長いたしますものでございます。

18ページ下段からの附則第16条の2の改正は、法規定の新設に合わせて軽自動車税の賦課徴収の特例附則条項を追加するもので、前条に係る当該軽自動車の排出基準や燃費基準の不正等により、国土交通大臣が認定等を取り消した場合の徴収の特例を定めたものでございます。

19ページの附則第16条の3、2項の改正は、本条第33条第4項で改正した課税方式の選択の附則条項の改正でございます。

20ページをお開きください。

20ページの附則第17条の2の改正は、地方税法の改正に伴い、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の特例適用期間を平成29年度までから平成32年度まで3年間延長するものでございます。

21ページの附則第20条の2、4項の改正は、地方税法の改正に伴い、外国居住者等所得相互免除法に規定する、外国人居住者の特例適用配当所得等の課税の特例の附則改正で、附則第16条の3、2項の課税方式の選択の附則条項と同様の改正でございます。

附則第20条の3、4項並びに、22ページの6項の改正は、地方税法の改正に伴い、租税条約等実施特例法に規定する条約定期用配当等に係る所得について、前条項の課税方式の選択の附則条項と同様の改正でございます。

23ページからは附則でございます。

施行期日は、公布の日、3ページにありますとおり、平成29年4月1日からの施行でございます。ただし、第32条及び附則第5条第1項、並びに次条の第2項、控除対象配偶者を同一生計配偶者に字句変更する改正につきましては、平成31年1月1日からの施行としております。附則第3条から24ページの附則第4条につきましては、このたびの条例改正に伴います経過措置等を規定したものでございます。

24ページから25ページの附則第5条につきましては、本改正条例附則第16条、軽自動車税の特例適用期間の2年延長の改正に伴います、平成26年3月31日に一部改正をいたしております、平成26年条例第18号の改正附則の改正でございます。

以上で、要点の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。  
これに御異議ありますか。

(異議なし)

○先川議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第1号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市  
市税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民
健康保険税条例の一部を改正する条例】

○先川議長 日程第4、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市
国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第2号、「専決処分いたしました【安芸高田市国民健康保険税条
例の一部を改正する条例】」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が4月1日に施行されたことに
伴ひ、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地
方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正をさせてい
ただいたものであります。改正内容は、国民健康保険税の軽減判定所得に
係る算定方式の変更であります。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
市民部長 広瀬信之君。

○広瀬市民部長 承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康
保険税条例の一部を改正する条例】」について、要点の御説明をいたし
ます。

このたびの条例改正は、地方税法の一部改正に伴ひ、安芸高田市国民
健康保険税条例の一部を改正いたしましたものでございます。

説明資料は、改正条項等と内容を取りまとめたものでございます。資料を参考にさせていただきながら、承認議案書により条例文の改正箇所の御説明をいたします。

承認議案書の3ページをお開き願います。

下段の表につきましては、右が改正前、左が改正後の条例でございます。

条例中第23条の改正は、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更いたすものでございます。

4ページをお開き願います。

第23条の、こちらでは(2)と書いております。2号につきましては、被保険者均等割額及び世帯別平均割額が5割軽減となる対象世帯の所得上限額を1人につき、26万5,000円から27万円に拡充いたしましたものでございます。

3号につきましては、被保険者均等割額及び世帯別平均割額が2割軽減となる対象世帯の所得上限額を1人につき48万円から49万円に拡充いたしましたものでございます。

附則といたしまして、改正後の条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第45号 財産の処分について

日程第6 議案第46号 平成29年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)

○先川議長 日程第5、議案第45号「財産の処分について」の件、及び日程第6、議案第46号「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)」の件の2



件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第45号及び議案第46号について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第45号「財産の処分について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、八千代町上根薮崎地内にあります財産の処分につきまして議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第46号「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、財産処分に伴う土地の売り払い収入を補正予算に計上するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業振興部特命担当部長 青山勝君。

○青山産業振興部特命担当部長 それでは、議案第45号「財産の処分について」要点の御説明を申し上げます。

議案書のほうごらんください。

本案は、安芸高田市八千代町上根薮崎28番4の土地を処分するものでございます。処分する土地の地目は雑種地で、面積は7,284平方メートルでございます。なお、本件の位置及び現況につきましては、別途説明資料を添付しておりますので、ごらんいただければと存じます。

当該土地は、企業立地事業用地として売却を進めてまいりました。売却に向けましては、2段階一般競争入札を導入し、売却に参加された企業につきましては、社会福祉法人清風会1社のみでございました。処分価格は4,370万円で、平成29年3月31日付で社会福祉法人清風会と土地売買仮契約書を締結しております。

本件の清風会の企画提案書によりますと、本契約成立後、当該土地に（仮称）清風会八千代集配センター、及び（仮称）清風会グループホームやちよの建設を予定されています。

なお、社会福祉法人清風会との土地売買仮契約につきましては、本議会の議決を経た後、本契約となります。

以上で、要点の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○先川議長 続いて、要点の説明を求めます。

企画振興部長 西岡保典君。

○西岡企画振興部長 議案第46号「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」について、要点の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額はそのままに、財産の売り払い収入の増額に伴います歳入予算の組み替えを行うものでございます。

予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

具体的に申しますと、議案第45号の財産処分に伴います土地の売り払い収入4,370万円を歳入予算の16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入に追加をし、同額を歳入予算の18款繰入金、3項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金より減額いたすものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君

○熊高議員 議案第45号について、確認の意味で質問をしたいというふうに思います。

今回の土地を清風会さんが購入いただいたということは、非常にありがたいことだというふうに受けとめております。その上で2点ほど確認をしたいと思います。

1点は、価格についてです。いわゆる地価価格に比べて、約50%近い価格となっておりますね。地価の表示地域は、上根のバイパスから旧道に入って、千代田に抜けるあたりが地価価格の調査地点になっておりますが、今回の場合はバイパスのすぐ横ということですから、立地的にも非常にいいところではありますが、こういった地点でありますけども、その価格に対しては約5割ぐらいの価格になってきたというふうに私のほうは確認をしておりますが。そういったところを含めてどういった根拠でこの価格というのを設定されたのか、ということを確認をしたいというふうに思います。

といたしますのは、今回市役所の駐車場関係の購入等がありますけども、このあたりを地価と比較しますと、これは75%ぐらいの購入価格になっておるんだというふうに思います。あるいは以前ブランド住宅ですかね。こういった関係で言えば、左円の町営住宅跡地、ここらあたりはほぼ地価価格で売却したのじゃないかなというふうな、そういった流れがありますので、どういった基準でこの価格が決められたのか、ということをもまず1点お伺いしたいと思います。

さらにつけ加えて言いますと、あの土地は土地改良法に基づいて八千代町時代に造成したところでありまして、その造成そのものもブロック積み、あるいは擁壁等も含めて4,000万近くかかっておるんじゃないかなというふうなことも聞いておりますので、そこら辺も含めて、価格の設定がどのようになっておるのかということをもまず確認したいと思います。

2点目は、現在議会として地域懇談会というのを各委員会で出前的に

やっておりますけども、ここの中でも八千代あるいはほかの地域も含めて、それぞれの地域に合った政策というのが非常に大事だというふうな発言が市民のほうから多く寄せられております。

そういった中で八千代町の政策的な取り組みのポイントになるのは、やはり広島に隣接しておる関係から、通勤者を移住させてくるということで、住宅団地、そういったものが効果があるのではないかと。市長が今年度の重要課題としておられる人口増対策も含めて、そういった視点が市民の皆さんも持っておられるんだなというのを先般聞きましたんで、そういった視点でこの工業立地としての土地ということですが、政策的にそういったことも含めて、いろいろ費用対効果と言いますか、一時的に収益はありますけども、長期的にそこに住宅が建つことによって、例えば7,000平米ありますから、約20戸ぐらいの住宅が、もし建てるとすれば建つ可能性はあるんですが。

そういったことを考えますと、交付税算入、あるいは住民税、そういったことも含めていろんな効果が見られるという可能性もあります。そういったことも含めていろいろ政策的な比較検討を十分された上で、こういった形になってるのかどうかということを含めて、2点ほどお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

産業振興部特命担当部長 青山勝君。

○青山産業振興部特命担当部長 まず、土地売買の価格の関係でございます。1点目につきましてでございます。

この土地売買の価格につきましては、これは昨年の11月ですか。不動産鑑定士による鑑定評価書により決定をしたものでございます。この鑑定書におきましては、取引事例比較法により、当該土地の鑑定の評価額を決定をしております。これらも現況に基づき評価をしております。これらの中の鑑定書を兼ねますと、近隣地域の4カ所を取引事例としまして、比準価格をまずは試算をしております。これらが先ほど議員がおられましたように、半分となっているところのものと金額というところでございます。それらが、その比準価格から個別格差率というのがあります。その格差率を乗じてこの本土地について価格を設定しているところでございます。

この格差、この減額要因でございますけれど、この中の鑑定書から見ますと、規模、また宅地というのは250平方メートルぐらいを基準としておりますけれど、当該土地につきましては、7,284平米とかなり広い土地ということで、この広いところが減額の要因が大きなところでございます。

また、間口、奥行きの関係、そして現況、その他の取引事例は宅地でございますが、現況は雑種地というところで、ここらも減額要因となっていることによって、約50%ぐらいの減額というところが出ております。

また、近隣の北広島町等の工業団地の公示価格等も参考にし、当該土

地の価格を決定をしているところでございます。

1点目については以上でございます。

○先川議長 引き続き答弁を求めます。

副市長。

○竹本副市長 先ほどの2問目の質問ですが、ここらの土地の売却の手法についてどのように検討したかというのが、基本的な御質問だったと思います。この土地については、先般産業建設及び全体議員の中にもいろいろ御議論いただきましたように、この地については企業誘致としての土地としての活用をさせていただきたいというふうに基本的な考え方として、そういった協議も進めてきて、こういった対応を取らせていただいております。

また、議員御指摘のように、いろんな八千代の状況を現在見てみますと、リーサスの状況等見ても、広島市等のほうから安芸高田市内に来られる人が多くいらっしゃる。そういった形を少しはもっと議論して、市長の大きな施政方針の柱であります人口減対策に向けて、新たな市有地、また個人の私有地等を踏まえ、そういったことの活用の中でさらなる企業誘致、または住宅団地、そういったものの整備についても今後検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君

○熊高議員 土地価格については、不動産鑑定士の評価に基づいて決定したということですから、それを吟味されて決定されたんだと思います。多少の減額の要因としては、間口、確かに裏側の道路は狭いですし、前側は自動車屋さんですかね。国道隣でありますから、いろんな条件等もあります。さらには、隣地、隣の土地が舟券売り場になるという予定で動いておりますし、いろんな要因があると思います。

さらに、その道路の山側には、最近住宅が随分建っておりますが、その通学路にもなっておりますし、今回学校の統合ということで、その小学校が隣地に統合したものができるわけですから、そういった意味で、副市長も今答えられたような人口増、あるいは子どもたちを含めた若者定住、そういったものには非常にいい土地になるんじゃないかなということも含めて考えておりますが。副市長申し上げられたように、まだ市の土地もかなりありますので、そういったところをそういった住宅団地ですね、活用するというのも含めて、しっかりと考えていただくということが必要かなという気がしますので、そういったことをしっかりと今後取り組むというようなことを希望しまして、質問を終わらせていただきます。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。

16番 青原敏治君

○青原議員 この藪崎の土地については、地域の人がいろいろと問題のある土地だ

というふうに聞いております。そこらあたりの問題点を解決されてこういう経緯になったのか、そこらを少しお聞かせを願いたいと思います。

○先川議長

答弁を求めます。

産業振興部特命担当部長 青山勝君。

○青山産業振興部特命担当部長

本件土地につきましては、地元の説明会を1月と2月に開催をしております。その中で出た地元からの問題というのは多くはやはり企業、そのときはどの企業が入るかというのはいわかりませんでしたけれど、その工場から出る車と通学路として安全かどうかというようなところが意見として出ております。

これらにつきまして、提案書の中におきましても、そこらあたりをどうするかというところについても、企業のほうからは提案書を出させていただいております。

こちらの清風会さんのほうでの提案書によりますと、こちらの交通安全対策につきましては、通学路ということも十分認識をしておる中で、ドライバーに対して徹底した教育を行っていくと。周期的に朝、安全運転管理委員会が立ってから、そういう車両等とか職員の通勤車両に対しての安全運転を促すという提案をいただいているところでございます。

以上でございます。

○先川議長

ほかに質疑はありませんか。

16番 青原敏治君

○青原議員

地域の分については説明会もされたということで、納得をするんですが、以前行政財産、あるいは普通財産というふうな問題が出ておりますね。そのところは解決をしてありますかな。

○先川議長

答弁を求めます。

産業振興部特命担当部長 青山勝君。

○青山産業振興部特命担当部長

こちらについては、当初は公園用地ということでなっておりました。ただ、こちらにつきましては、企業立地の土地として、この間市としてもPRをしてきたところがあります。その中で企業立地土地としてこのたび分譲というところで、分譲を凶っているところでございます。

以上でございます。

○先川議長

答弁を終わります。

(発言する者あり)

○先川議長

改めて答弁を求めます。

副市長。

○竹本副市長

この土地については、皆さん御承知のとおり普通財産という位置づけで、ただそういったことの中で当初過去の中においては、そういったいろんな御議論もいただいた地域の方もいらっしゃいました。そういうことを踏まえて地域の方といろいろ協議も行い、了承いただいて今回の経緯に至ったというふうに御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○先川議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案2件は委員会への付託を省略いたしたいと思いま  
す。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第45号「財産の処分について」の件、及び議案第46号  
「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件の2件を一括  
して起立により採決いたします。

本案2件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されまし  
た。

以上をもって、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 再開いたします。

ただいま、11番 熊高昌三君から発言の削除の申し出がありました。  
許します。

○熊高議員 先ほど議会運営委員会の委員長としての報告を申し上げましたが、付  
議される案件、承認2件、議案2件、さらに承認2件というふうに発言し  
ましたので、あとの承認2件というのは、ダブって発言しましたので、  
削除をお願いしたいと思います。

○先川議長 了解いたします。  
ただいま、熊高昌三君から発言の訂正の申し出がありました。  
お諮りします。この件を認めていかどうかお諮りします。  
承認していいと思う方は、起立をお願いいたします。

〔起立多数〕

○先川議長 異議なしと認めます。  
以上をもって、本臨時会の日程は全て終了いたしました。  
これにて、平成29年第1回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員